

---

## QA9-23 避難指示の解除基準は何ですか。

---

A

以下の3つの条件に照らして、避難指示解除の判断をすることとされています。

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト (mSv) 以下となることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 149 ページ「避難指示区域の解除について」

---

出典：内閣府原子力災害対策本部資料より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日